

G7 データ保護・プライバシー機関 コミュニケ

デジタル時代におけるプライバシーの提言：信頼される明日のための今日における共同行動

2025年6月19日

導入

1. 我々、G7 データ保護・プライバシー機関 (DPA)¹は、2025年6月18日及び19日、カナダの首都圏において、カナダプライバシー・コミッショナー事務所(OPC)主催のラウンドテーブル会合に出席した。この第5回ラウンドテーブルにおいて、我々は、デジタルエコノミーにおける信頼の促進並びにプライバシー及びデータ保護を尊重するイノベーションを支援することについての共有されたコミットメントを再確認した。
2. 我々は、「デジタル時代におけるプライバシーの提言：信頼される明日のための今日における共同行動」をテーマとして会合し、進化するデータ保護及びプライバシーの展望、先端技術の影響及び法域横断的にデータ保護と個人のプライバシー権を守るために志を同じくするDPA間の共同行動の重要性について議論した。
3. 我々の情報交換は、人工知能と量子コンピューティングがデータ保護及びプライバシーにもたらす機会と挑戦について、カナダの指導的な専門家との議論により豊かなものとなった。
4. デジタル規制協力に関する国際ネットワーク (INDRC) 並びに経済協力開発機構 (OECD) データフロー、ガバナンス及びプライバシー部門の参加を得て、我々は規制当局間の連携に関する課題について意見交換を行った。
5. また、我々はデータ保護・プライバシー規制当局間の国際的なネットワークにおける協力強化について議論するため、世界プライバシー会議 (GPA) の執行委員会を代表して韓国個人情報保護委員会 (PIPC)、またアジア太平洋プライバシー機関 (APPA) のガバナンス委員会を代表してシンガポール個人データ保護委員会 (PDPC) を迎えた。
6. 責任あるイノベーションを支援しつつ、プライバシー及びデータ保護を確保する我々の共有された取組に沿って、我々は、「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及び子どもの保護」と題する声明を採択した。本声明は、新技術の設計、開発及び導入においてプライバシーを優先することは、経済的成功と社会の成長を牽引し、イノベーション支援とオンライン上の子どもを保護するにあたって中心的な役割を果たすことを確認する。
7. 我々は、繁栄のためのAIに関する2025年G7首脳声明を歓迎した。この声明は「人工知能(AI)に対する人間中心のアプローチが有する、繁栄を拡大し、社会へ便益をもたらし、喫緊の世界的課題へ対処する潜在力」を認識する共有された構想を明確に述べている。声明の中で、G7首脳は「人権及びプライバシーを尊重し、透明性、公平性及び説明責任を促進しながら、市民及び企業の双方に対する公共サービスの向上並びに政府の効率化を図り、公共部

¹ G7 DPA ラウンドテーブルにおいては、メリッサ・ホリヨーク委員が、米国連邦取引委員会を代表した。

門における AI の導入を加速するため協働する。」とのコミットメントを表明している。また、「中小企業が、個人データ及び知的財産権を尊重する AI を導入し、及び開発することを支援し、対応、効率性、生産性及び競争力を強化することで、経済的繁栄を促進する。」とのコミットメントも示されている。

8. また、G7 首脳が「信頼できかつ国境を越えたデータの流通を通じて、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の具体化の重要性を改めて表明するとともに、信頼できる AI の開発及び利用を可能にすることの価値を確認する。」と表明したことを歓迎する。我々の専門性がプライバシーと個人データの保護の尊重及び DFFT のコンセプトの具体化を含む共有された目標を達成することに向けて、G7 首脳及び G7 産業・技術・デジタル大臣との継続的な協力を期待すると共に、我々からの支援を提供する。
9. 我々は、「量子技術の未来のためのカナナスキス共通ビジョン」を確認した。G7 首脳が「このイノベーションの初期段階においては世界的な規制の枠組みがまだ適切でないことを認識しつつ、科学的な専門知識に基づき、民主的価値、自由及び基本的権利に沿った公開のかつ国際的な対話を通じて、量子技術への信頼を促進する。」とのコミットメントを歓迎する。

G7 DPA ラウンドテーブルにおける進行中の作業

10. G7 DPA ラウンドテーブルは、三つの専門作業部会を通じて、その優先事項を前進させ続ける。
11. 英国情報コミッショナーオフィス（ICO）及びドイツ連邦データ保護・情報自由監察官（BfDI）が共同議長を務める DFFT 作業部会は、以下の取組を通じて、DFFT を可能にする既存の規制アプローチと手段の間の共通性、補完性及び收れんの要素に向けたコミットメントを継続し、将来的な相互運用性の促進に向けた取組を継続している。
 - a. DFFT のコンセプトのより深い理解及びその適用に貢献するための、グローバルな文脈における DFFT の具体化の実務的なステップの探求
 - b. GPA において、2024 年に採択された「信頼性のある自由なデータ流通及びグローバルなデータ流通の効果的な規制についての決議」及び 2021 年に採択された「データ、プライバシー及び法の支配へのガバメントアクセス：民間部門が保有する国家安全保障及び治安目的の個人データへのガバメントアクセスに関する原則」に関する GPA 決議並びに異なるデータ保護枠組みにわたるモデル契約条項についての比較作業に基づいた取組
 - c. 非 OECD 加盟国に対し、民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する OECD 宣言を参考し、自国の政策立案に反映するよう奨励することを含め、OECD 宣言の推進を支援すること
12. ICO が議長国を務める先端技術作業部会は、データ保護、プライバシー及び市民の信頼を強化する方法による新技術及び既存の技術の開発並びに利用を促進することを追求する。この部会は、以下の三つの主要トピックに取り組む。
 - a. インターネットに接続された家庭用端末の技術の利用にともなう利点及び重要な懸念並びに責任あるデータ実務の原則

- b. サードパーティが供給する先端技術を事業者が利用し、又は導入するに際して、強固なプライバシー保護を確保することを含むサードパーティテクノロジープロバイダーを評価するための先導的な実務
 - c. AI エージェントのような AI に関する各国のアプローチについての知識共有と能力開発及び新たな課題の検討
13. 日本の個人情報保護委員会及び米国連邦取引委員会が共同議長を務める執行協力作業部会は、以下のような作業を含む取組を通じて、引き続き共有された執行に関する優先事項についての対話を促進する。
- a. G7 DPA 間において、将来又は進行中の調査、法執行の結果及びベストプラクティスに関する適切な情報の共有を通じて、共通する政策課題及び合理的な解決策を特定するための執行事例共有フォーマットの構築
 - b. 2024 年に採択された「執行協力の促進」と題するナラティブを基礎とし、G7 DPA 間における多国間の執行協力を支援する既存の実務について詳述する計画への取組
14. 各作業部会は、2025 年 12 月に開催される G7 DPA ラウンドテーブルのバーチャル会合においてこれらを採択し、取組を完了することを目指す。

未来を見据える (Looking ahead)

- 15. 我々は、開発者とイノベーターを含むステークホルダーに対し、「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及び子どもの保護」に関する声明を考慮し、プライバシー保護アプローチについて、あらゆる技術の設計、開発及び導入において対応するよう推奨する。個人データの処理は人類に奉仕するよう設計されるべきである。
- 16. 我々は、専門家並びにOECD、INDRC、GPA 及び APPA をはじめとするパートナーネットワークと連携し続け、全ての者にとって信頼されるデジタル環境を促進するためのプライバシー及びデータ保護コミュニティ内での並びにデジタル規制領域を横断する引き続きの協力に、我々の謝意を表明する。
- 17. これらの会合の成果及び進行中の三つの作業部会における継続的な取組並びにこの場や他のフォーラムにおいて年間を通じて行われているプライバシー及びデータ保護に関する議論を踏まえ、我々は、2025 年 12 月に再度、バーチャルに一堂に会し、さらなる考察を共有し、協力を継続する。
- 18. 我々は、専門家レベルでの議論を継続するとともに、2026 年にフランス・CNIL の議長の下で開催されるラウンドテーブルの準備を進めていく。
- 19. 我々、G7 DPA は、信頼強化及びイノベーション支援のための共有されたコミットメントを再確認する。今日の我々による共同的な行動が、将来における安全なデジタル環境を形成するだろう。